

平成19年3月6日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	欠番
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	欠番
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
8 番	橋川宏彰	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	吉田正明
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

9 番 森田峰敏

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	森田利明
管理係長	江口隆史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務	北	御	門	敏
福	祉	迎			和
保	険	岩	田	輝	寛
農	林	平	石	和	弘
商	工	福	岡	俊	剛
都	市	田	中	敏	男
環	境	亀	井	初	男
ま	ち	松	浦		勉
水	道	藤	家	敏	昭
会	計	山	田	次	郎
教	育	藤	家	恒	善
教	育	小	野	原	利
教	育	藤	田	洋	一郎
教	育	中	川		宏
生	涯	一	ノ	瀬	健
農	業	植	松	治	彦
監	査				
委	員				
員					

平成19年3月6日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 議会運営委員の選任について

日程第2 一般質問（通告順による）

平成19年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	7 中 村 雄一郎	1. 河川・道路等の環境里親制度について 2. 青色防犯灯設置について 3. たばこの喫煙・分煙について （1）学校・市役所など公共施設における喫煙場所 4. 21世紀型観光のあり方について
5	4 水 頭 喜 弘	1. 少子化対策 （1）妊婦無料検診の拡大について 2. 廃棄物行政 （1）廃棄物の活用について （2）ごみ収集について 3. 公共下水道と浄化槽の使用料の公平性について 4. 有害鳥獣駆除対策について

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議会運営委員の選任について

○議長（小池幸照君）

まず、日程第1．議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により徳村博紀君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました徳村博紀君を議会運営委員

に選任することに決しました。

日程第2 一般質問

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 一般質問を行います。

順次質問を許します。まず、7番議員中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

おはようございます。7番中村雄一郎でございます。通告をいたしておりました4点につきまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回、通告をいたしておりますのは、河川・道路等の環境里親制度について、青色防犯灯の設置について、たばこの喫煙・分煙について、そして、21世紀型観光のあり方について、以上4点でございます。

まず第1点目、河川・道路等の環境里親制度について質問させていただきます。

河川や道路等の環境里親制度、アダプトプログラムに関しては、昨年の9月議会で水頭議員が質問をされています。そのときの質問を復習いたしますと、1985年にアメリカのテキサス州で導入され、我が国には1998年に入ってきたそうです。河川敷や道路、公園など公共の場を養子として、市民が里親になって世話をし環境美化に努めるという制度で、県内での取り組みもあるという紹介がございました。そのときの亀井課長の答弁は、住民の自発的な活動で定期的に溝掃除やごみ拾いが行われている。ただ、当市ではボランティア活動の域を出ていないので、今後勉強をしたい。また、市長は、ごみ問題は市民の高い意識の中で行われている。このような契約制度がなじむのか、今までの自然発生的な活動がアブハチ取らずにならないか慎重に検討しなければならないという答弁をされています。

今回、私がこの問題を取り上げましたのは、清掃やごみの問題はもちろんですが、もう一歩踏み込んで、河川敷や道路に花を植え、美しい景観をつくる活動まで広げられないかということで質問をしております。そこで、その後、この問題について市内でどのような検討がなされたのかお尋ねをいたします。

また、既に国道207号中牟田ロータリー、ちょうどリンガーハットの前ですけれども、そこやピオ通りなどでは市民の方々が植栽をされています。また、公園のトイレなどの清掃も行われておりますが、それらは自主的なものなのか、市からの委託なのか。

また、土木事務所の管轄になりますけれども、河川敷の草刈りがいつも行われておりますけれども、その現状がどのような形で行われているのか、その件についてお尋ねをしたいと思います。

2点目、青色防犯灯設置への取り組みについてお尋ねをいたします。

青色イコール青少年健全育成ということで、鹿島市においても青色回転灯による車での巡回が始まりましたが、その後、テレビ報道で、青色防犯灯が犯罪抑止に大きな成果があると

報道がなされました。青色防犯灯とは2005年に奈良県警で取り組みが始まった防犯対策で、従来の照度の明るさを求める夜の防犯から、青色の光という夜一番遠くまで視界が広がる色、青色の防犯灯が犯罪抑止につながり、犯罪が激減したということが言われております。青色は透視力のほかに気持ちを和らげる効果があるそうです。県内でも小城市牛津町のパチンコ店などで実施をされているようです。

犯罪者の心理はだれからも見られていないかということで実行をされるそうですので、青色で遠くまで見通せれば、みずからも見られているという意識になるそうです。見られているという意識ということで言いますと、現に鹿島ライオンズクラブが鹿島駅前に設置した防犯カメラ威力は絶大で、昨年10月から自転車盗難が1件だけという報告を聞いております。

2月8日には鹿島警察協議会から安全・安心のまちづくりのための青色防犯灯設置促進要望もあったようですが、鹿島市としての取り組み方に関してお尋ねをしたいと思います。

3点目は、たばこの喫煙・分煙について、学校・市役所など公共施設における喫煙場所について質問をいたします。

平成15年5月1日に施行された健康増進法第25条に受動喫煙の防止について、学校、病院、官公庁、劇場、事務所など、その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙——室内、またこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされること。受動喫煙を防止するための必要な措置を講じるように努めなければならないとうたっています。たばこの害はわかりますけれども、愛煙家にとっては大変な問題です。この問題は、私はたばこを吸いませんので、言いやすいわけですがけれども、たばこを吸う方はなかなか思っても言えないということでした。

そういうことで、私はたばこを吸いませんので、余り気になりませんが、最近、市民の方から意見があるのは学校での喫煙問題です。学校といたしても、これは生徒の喫煙ではありません。先生方の喫煙場所の問題で、現在、学校敷地内ではたばこを吸ってはいけないという決まりがありますので、先生方は校門の外で身を隠すようにたばこを吸っておられます。その光景は、学生が隠れて校舎の裏庭でたばこを吹かす光景にダブって見えるというふうに言われております。法律施行後、分煙機の導入や喫煙室設置など、それぞれ各自自治体で試行錯誤がございました。鹿島市においても分煙機でスタートして、現在、庁舎内は禁煙となっております。

一方、鹿島市におけるたばこ税収入は、昨日、福井議員の質問にもあっておりましたけれども、来年度、19年度予算案で約210,000千円計上してございます。法人税収入が270,000千円ですから大きな収入源でありますし、また一方では、収入に対して医療費もかかるという意見もあるわけですが、税を負担しているという考え方からは喫煙室が欲しいというのが愛煙家の本音のようですが、そこで、お尋ねをしたいと思います。

法律施行後、どのような経緯をたどり、現在のような形になったのか。学校、それから官

公庁の施設について、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、学校現場で喫煙をされている先生方の調査がなされているのか。調査がなされていれば、現在どの程度の先生方が喫煙をされているのか。その比率は学校敷地内禁煙が始まってからその動向がどうなったのかをお尋ねしたいと思います。

先ほど私が指摘しました先生方の校門の外でのたばこか、あるいは官公庁の施設における分煙について市民の皆さんから苦情や相談などはないのかが3点目です。

4点目は、学校敷地内の禁煙は佐賀県全域なのか。また、そうでないとなると喫煙の施設がある学校があるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、大きな4点目、21世紀型観光のあり方について御質問をいたします。

2月25日、肥前浜宿において、鹿島市重要文化財旧乗田家住宅の保存修理完工記念祭が行われました。荒れ果てた建物が見事に再建されたわけですが、改めて修理前の写真と比較すると驚くばかりでした。

その記念祭に愛媛県の重要伝統的建造物群保存地区がある内子町より、農林水産省と国土交通省の地域振興アドバイザーをされている岡田文淑氏の講演がございました。内子町といいますと、六、七年前にまちづくり特別委員会で視察に行きましたので、覚えておられる議員もおられるかと思えます。内子町は松山市から西へ40キロ、人口1万3,000人の農山村です。昭和57年に重伝建の選定を受けて、今では年間50万人から60万人、観光バスでいいますと、6,000台の観光客が来るということでうらやましい限りですが、21世紀型の観光とは住民のための観光ということをテーマに、今のままではいけないと、これからの観光のあり方を考えておられます。私は当日、スタッフとして走り回っておりましたので、講演は聞いておりませんが、前日、岡田氏と懇談をしたこと、またその後、ホームページの講演録を読んで観光そのものを考えさせられました。

その内容を少し紹介いたしますが、従来、私たちが観光として取り組んできたことと発想が全く違う、その奥の深さを痛感させられました。これまでの観光施策は、鹿島の名所旧跡である祐徳稲荷神社や酒蔵通り、干潟公園、旭ヶ岡公園、また、伝統芸能の面浮立などのポスターやパンフをつくり、旅行会社を訪問する、新聞や雑誌に広告を出す、そのようなことが中心でございました。また、観光コースをつくったり、特産品の紹介をしたり、イベントを企画して来客が何人あったということが成功のバロメーターでございました。それはそれで大切なことですが、岡田氏の観光は、観光イコール人づくり、まちづくり、地域の文化が考え方の基本になっています。

観光の原点は、地域にブランドをつくることと歴史的環境が色濃く残っていること、そして、住民がもてなしの心を持つことと言われていています。地域ブランドというのは、自分が住んでいるまちを自信を持って紹介できるかどうかということ、例えば私どもが、今ではガタリンピックのある鹿島、あるいは日本三大稲荷の祐徳稲荷神社がある鹿島ということで、ス

トレートに鹿島を紹介できますけれども、かつては九州の佐賀県のような形で鹿島市を紹介していたと思います。歴史的環境とは、地域の歴史と文化を色濃く残し、正しく守ることだそうで、バブル期にテーマパークが全国的に破綻したことが教訓で、イタリアやドイツのまちや村がなぜ人気があるのか。日本でも温泉場を中心とした観光が右下がりになり、奈良、京都、金沢、萩、高山、綱子、白川郷などの地域が右上がりになったのは、すべて歴史的環境を持ち、正しく守っているところが観光地としてしっかり定着していると言われております。昨日、市長は、山口議員への答弁だったと思いますけれども、嬉野温泉がこの20年くらい客が減少していると言われたのも、この例を顕著にあらわしていると思います。

次に、もてなしから観光を考えることを提案されました。私たちは自宅へお客様を招くときは、家の内外の掃除を行い、花を生け、丁寧な対応をします。その気持ちと考え方を住民が持って行動することを提案されています。自分のお客様であれば、地元の名所旧跡を丁寧に案内し、地元の食事を振る舞い、お土産に名産の菓子や酒を持たせる、そのようなこと一つ一つが観光の振興で、テーマパークがやっているようなバス1台分のお客様に冷凍食品を提供するようなことは単なる人寄せで、観光振興ではないと言われております。また、観光は地域振興の根幹であり、農林水産業、商工業、教育、文化、環境などすべての領域で観光が存在するという一方で、他の行政領域と同じではなく、地域の顔をどのようにつくるかということで、一段上の総合政策として位置づけるべきであるということも言われています。いずれにしても、観光を考える切り口、視点が違うことが大いに参考になりました。

そこで、鹿島市の観光政策との対比ということで具体的に質問をいたしますけれども、まず第1点目に、第4次総合計画の中で、鹿島市の観光戦略、その考え方が述べてありますけれども、その観光戦略、考え方について、現在どのような形で年度計画を組み、施設整備や基本的な考え方をお持ちなのかをお尋ねいたします。

2点目に、主要施策としてツーリズム型観光がうたっておりますけれども、1次産業や歴史資源、伝承芸能、商店街との連携をどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

3点目として、二つのトライアングル構想が掲げてございますけれども、このことに関しても具体的にはどのように進めていかれるのか。また、観光客数の昨今の動向と観光予算の主な使途に関してお尋ねをして、1回目の質問といたします。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

7番議員の河川・道路等の環境里親制度につきまして答弁をさせていただきます。

この制度は、議員言われるように、1985年にハイウエーでのごみの散乱問題が深刻化するアメリカで生まれました。これは新しいまちづくりプログラム、アダプト・ア・ハイウエープログラムとしてテキサス州が初めて導入し、その後、急速に全米に普及した制度でござい

ます。日本でも9年前から導入をされ始めまして、徐々に広がっているようでございます。県内では、鳥栖市が平成17年度から道路里親制度をつくり、部落ですね、区や職場、サークルなどの単位で道路の清掃等を行っていただいているということでございます。現在、この制度の参加団体が10団体ぐらいあるということでございます。

この制度を鹿島市にも導入したらどうかということでございますけれども、現在、鹿島市におきましては、市民の方々を初め、学生の皆さん、いろんな団体、あるいは企業の方々等が定期的に、しかも、自主的に清掃活動等に取り組んでいただいております。このような自主的な取り組みをしていただいている中で、果たして鹿島市にこの制度がなじむのかどうか、しばらく推移を見ていきたいと思っております。

また、個別の箇所の清掃等の質問でございますけれども、まず国道207号中牟田ロータリー、それからピオ通りなどの植栽につきましては、近隣の市民の方が自主的に行っているものでございます。

次に、公園のトイレ等の清掃ということでございますが、都市公園に限って申し上げますと、市が委託をお願いをしております。

最後に、土木事務所管轄の河川敷の草刈りの現状でございますけれども、業者の方に委託をし、河川にもよりますけれども、年に1回ないし2回を実施されているようでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

私の方からは、青色防犯灯の設置についてということで、御質問にお答えをいたします。

防犯灯につきましては、新設に限りまして申請に基づきまして総務課の方で新設費用の半額を助成いたしております。年間の予算は300千円となっております。設置の箇所数で申しますと年間大体30カ所から40カ所程度を助成いたしております。この原資につきましては、鹿島地区の防犯協会の補助金を充てております。また、防犯灯の修繕や蛍光管の交換につきましては、各地区、各部落の予算での対応をお願いしている状況にあります。

さて、青色防犯灯の効果でございますけど、青色には人の副交感神経に作用して落ちつかせる鎮静効果と、そして、心理的に人を冷静にする傾向があるとされておりまして、また、青色は赤やオレンジ色の光と比較しまして、夜間は明るく浮き出てまいりまして、遠目がきき見通しがよいということがあるそうです。また、このことから犯罪者に人目を避けたいという心理が働きまして、犯罪の抑止効果があると期待されているものでございます。

広島県での取り組みの効果でございますけど、青色防犯灯の設置場所周辺で刑法犯の認知件数が87.5%減少したという報告がなされております。48件の発生が6件に減ったという報告がなされております。また、これらの地域住民の声といたしましても、当初は暗く感じる

という違和感もあったが、青色は目立つ色で、かえって暗い場所でもよく見えて安全になったように感じるという反響が上がっております。

このように、青色防犯灯設置の先進地につきましては防犯効果があるという報告がありますので、鹿島市といたしましても、鹿島警察署管内で組織をいたしております鹿島地区防犯協会と連携をとりながら普及に努めていきたいと考えております。

青色防犯灯は値段的には割高となりますけど、蛍光管の交換のみで簡単に対応することができますので、市としても職員駐車場などへの導入を考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

学校とか庁舎での喫煙、禁煙の関係の御質問でございます。

私の方からは庁舎を中心といたしました喫煙、禁煙についてお答えをして、あと教育次長の方から学校での禁煙関係についてお答えをいたします。

まず、お尋ねの市役所を中心とした禁煙対策の経過でございますが、平成14年8月に健康増進法が制定されまして、その年の12月に庁舎、それから出先、学校を除きますその他の施設を禁煙としたときの影響、それから、職員の喫煙状況などの調査を始めております。これが12月から1月でございます。それから、年が明けまして、1月から3月まで禁煙に対する検討の組織、10人で組織が立ち上げられております。喫煙対策委員会という組織でございます。これが3回ほど開催をされております。男女半数ずつで、吸う人、吸わない人入れまじっております。それから、この検討の結果、3月に庁舎と市の施設全般が室内での禁煙ということが決定をされまして、庁議でも決定を受けて、職員への周知、市民の方々への周知、それから自動販売機の移動、こういったことの準備に3月にかかっております。それで、4月からは全施設、市の施設約40カ所、室内での禁煙を実施したところでございます。それから2、3カ月おくれで、屋外の施設あたりでも禁煙を実施いたしております。

この禁煙対策委員会の中では、室内を完全禁煙にするのか、それとも分煙をするのかを検討されております。分煙をして喫煙室を設けた場合には、庁舎に1カ所設置するだけでも百万円の単位で経費が必要という予測がこの委員会の中ではされております。

それからもう1点、市民からの市に対しての苦情でございますが、これまで職員の喫煙につきましても苦情、これは聞いたことがございますけれども、市役所の禁煙そのものについての市民からの大きな苦情は聞いておりません。既に禁煙に対してのある程度の意識が普及していたのではないかと考えております。今では逆に、もっと厳しい禁煙をするようにという意見はいただくことがございます。

なお、鹿島市が実施した当時、新聞社の情報によりますと、4月1日から建物を全面禁煙したのは、全国的に鹿島市のほかには1市だけだったというような状況も聞いております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

それでは、私の方からは3番目、たばこの喫煙・分煙についての学校関係の状況についてお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の御質問でございます健康増進法施行以来の経緯ということでございますが、大まかには今、総務部長の方でもありましたように、庁内での検討をされておりました。そういう中で、市はそういうことで検討をされておりました。これはまた、県の方でも平成16年に佐賀県で禁煙・完全分煙施設の認証制度というのをスタートされております。その中で学校施設関係では、まず率先して、県立学校につきまして平成16年4月から敷地内の全面禁煙が実施されていると、そういった状況がありました。そういう中で、鹿島市の教育委員会といたしましては、このような国や県、それから市の動きを受けまして、平成17年4月から市内全小・中学校での敷地内全面禁煙を実施しているということでございます。喫煙者はいらっしゃいますので、喫煙につきましては各学校敷地外での一定の場所を指定いたしまして行っているというのが実態でございます。

それから、2点目におきます学校における喫煙者の率ということでございましたので、お答えをいたします。

小・中学校の勤務職員の喫煙者率ということでございますけれども、これは昨年末ですね、18年12月末現在だったと思いますけれども、調査をいたしております。それによりますと、全職員に占めます喫煙者の率は19.9%、約2割を切る状況ということでございます。全面禁煙前のデータというのはですね、異動によりまして対象職員がかわっていきますので、なかなか把握、比較検討が難しいわけでございますけれども、そういうことでとっておりませんけれども、学校現場の実態としましては喫煙者の数は全面禁煙以後、かなり減ってきているというような感触を持っているということでございます。

それから、3点目の分煙についての苦情や相談はということでございますけれども、学校は学校の先生とか子供たちが使うばかりじゃなくて、休日等には学校開放をいたします。そういう中で、地域の方々にも禁煙をお願いしておるわけでございますが、これは敷地内全面禁煙をする以前と比べますと、格段にたばこの吸い殻等の残数も減っているということで相当の効果が出ているということもあります。ただ一部、休日後に敷地内で吸い殻が発見されるというようなこともまだまだあっておるといのも実態はあります。それもごく少数でございますので、総じて、学校の現場代表であります校長先生方からは敷地内全面禁煙については、大変肯定的な報告を受けているところでございます。

次に、4点目の学校敷地内での禁煙の佐賀県での施設ということでの御質問だったと思い

ますけれども、これにつきましてお答えいたします。

これも18年12月末の調査でございますけれども、県内での敷地内を完全に禁煙している小・中学校は85.2%になっております。それから、敷地内の完全禁煙をしていない学校の中で屋内で分煙をしている学校につきましては全17校で、これは全体の6%を占めるという報告が上がっております。この敷地内の完全禁煙校85.2%、241校でございますけれども、これは16年5月での調査があります。それからいたしますと、今回の調査までの3年間に全面禁煙校が123校、43ポイント増加をしているというような状況でありまして、学校施設におきましては、敷地内完全禁煙というのが時代の流れであると言えると思います。

私の方からは以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

私の方から少し補足をさせていただきます。

データの的には県内では県立高校は100%、今ありましたように、義務制は85%程度ということで学校敷地内禁煙を実施しております。鹿島市は小・中学校では早い動き出しであったというふうに思っております、ほぼ2年になりますので。これだけ高い率で敷地内禁煙になっているということ、この意義をしっかりとつかむ必要があるというふうに思います。一つは、子供たちに対する児童喫煙の問題、それから、やっぱり教育現場という特殊性がある。やっぱり他の公共施設とはいささか事情を異にする面があるろうと、この辺が大きな問題だというふうに思います。それには、学校に勤務をする教職員、これのみならず、先ほどありましたように出入りをされるすべての大人、そして社会体育等で、あるいは行事等で運動場とか体育館等あたりを利用される方々のマナーを含めて、これは協力が不可欠であります。こういうことを通して、学校の立場、学校への認識、これを新たにさせていただく機会でもないかというふうにとらえております。

たばこを吸われる方には、正直やっぱり不便をかけると思うんですよ。ただ、子供たちの健康面、あるいは教育環境面といいますか、こういったものを考慮いただきたいというふうに思いますし、また御理解をお願いしたいというふうに思っております。ただ、学校によっては立地条件とか建物の配置、こういったものから、周囲から見ると幾らか見苦しいといいますか、こういうところはやっぱり否めないことだということは私も承知をしております。だから、市内でも比較的そういうのが光景として目に映る学校とそうまでない学校があるわけで、じゃ、この学校は認めて、ここは邪ということでは、なかなかこれはできかねるところもあります。そこで、ほかの市町の情報等も得ながら、また、校長等の意見も聞きながら検討はいたしました。その中で、あくまでも市内の全学校が例外をつくらず、同一の方向でいく方が望ましいという現場サイドからの意見を確認できたところでもありますので、やは

り私としては、そのことをまず踏まえて、ただ、できるだけみっともなくないように、引き続き学校には工夫と指導をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

中村議員の21世紀観光のあり方の中の4点につきましてお答えをいたします。

まず、第1点目の第4次総合計画に沿った観光戦略とその考え方でございますけれども、鹿島市の観光の方向性としては、祐徳稲荷神社を中心として自然、歴史、文化、地場産品、あるいは農業や商業などと連動した観光の推進を第4次総合計画の中でうたっております。歴史と文化を結びつけた取り組みとしては、祐徳稲荷神社と七浦の秋祭り、伝承芸能というそれぞれの点を結びつけた伝承芸能フェスティバルや鹿島の桜の名所と蓮厳院や肥前浜宿など鹿島の歴史、文化という点を結びつけたJRウォーキングなどが上げられるかと思っております。個々のものとしては、干潟体験から環境学習への展開、農業者による農業体験の受け皿など、歩みは遅いものではありませんが、少しずつ展開が見られているかと思っております。

市の大きな方針の一つとして交流人口の活用が上げられますが、今後の課題は祐徳稲荷神社への来訪者の滞在時間などをいかにして延ばすかであり、鹿島の自然と産業を生かしたツーリズムなどの検討が必要ではないかと思っております。幸い肥前浜宿では乗田邸の修復も行われ、継場とともに肥前浜宿の魅力がさらに高まったことによって観光客の回遊性へとつながっていくものと思っております。さらに、市としてはさまざまな体験受け入れ者のネットワークづくりの支援を行い、鹿島の新たな観光資源の広がりや鹿島の魅力づくりを図っていきたいと考えているところであります。鹿島市の観光推進の方向については、第4次総合計画の中で述べているとおりであります。その具現化につきましては、さまざまな団体や個人の方々と話し合いの場や連携が重要かと思っております。

年度計画や施設整備の基本的考えでございますけれども、今現在、実施計画等で予定をいたしておりますものは、観光客の増減、それから利用客の利便性や道案内の向上を目指したものを予定いたしております。観光客の誘致対策事業といたしましては、平谷キャンプ場とか肥前浜宿駐車場の整備、広告塔の設置、観光イベントの助成、パンフレットなどがございます。また、観光施設整備事業としては、道の駅や干潟展望館、物産館など、それから伝承芸能フェスティバル、桜の里づくり、そういうふうなものを現在予定いたしております。

質問の2項目めの主要施策のツーリズム型観光の中で、1次産業や歴史資料、伝承芸能、商店街との連携などをどのように考えているかということでございますけれども、1次産業や商店街との連携は重要なものと思っております。中心市街地活性化基本計画を今現在策定

中でございますけれども、その中でも中心市街地との連携を考え、観光客を中心市街地に誘導できないものかと今現在、検討を行っているところでございます。また、ツーリズムにつきましても新たな交流人口拡大に可能性を開くものであり、鹿島市の豊かな自然環境や伝統文化などの活用を探る目的で、農業体験実地者等で構成する協議会でツーリズムプログラム作成に取り組みたいと思っております。

次、三つ目でございますけれども、トライアングル構想の具体的進め方ということでございます。

今現在、二つのトライアングル構想を持っております。一つ目が祐徳神社を中心として、海、有明海の干潟、山、これは多良岳山系、歴史、肥前浜宿と城下町を結ぶ一つのコース。二つ目が、見る、これは景観、郷土芸能、祭りなど、それから体験する、これはガタリンピックや山登り、釣りなどです。あと食するというところで地場産品や地酒などを考えております。市内ではいろいろな団体が活動を行っておられ、七浦の干潟体験、それから酒蔵での体験、佐賀大学の環境サテライトの環境教室などがあっております。具体的構想につきましては、関係する諸団体と協議を重ねながら具現化をしていきたいと思っております。

4項目めの観光客数の動向と観光予算、その主な用途でございますけれども、今現在のところ観光客の動態でございますけれども、平成10年から平成17年までで見えておりますと、平成10年が269万人、平成11年が269万3,000人、平成12年が263万7,000人、平成13年が259万3,000人、平成14年が302万5,000人、平成15年が292万6,000人、平成16年が295万5,000人、昨年が304万8,000人ということで、最近の四、五年間は大体300万人前後で推移をいたしておるところでございます。

観光の主な予算でございますけれども、平成19年度の予算案で一応お願いしている分が23,332千円でございます。この内容は、各施設の管理費、観光客誘致対策、伝承芸能、桜まつりなどの予算を計上いたしております。商工観光課で計上いたしている分は約23,000千円ほどでございますけれども、そのほかに酒蔵通りの整備、それから各種イベントの助成などに観光につながる予算もほかに計上し、今まで執行してきている状況もでございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

それでは、2回目の質問、一問一答をさせていただきますけれども、まず、第1点目の河川・道路等の環境里親制度についてでございますが、前回、水頭議員の質問のときの答弁と同じような形で、市民の自発的、自主的な取り組みが行われているということで今説明をしていただきましたけれども、確かに道路等の清掃、あるいは溝掃除とかですね、定期的に自治体単位、あるいは団体単位で取り組んでおられることは私も十分に承知をしております。

それともう一つ、中牟田ロータリーのところ、いつもきれいに花が植栽をされておりますけれども、近隣の市民の自主的な形で行われているということでございますが、私が想定しているのは、市内の随所にああいう形で市民の皆さん方がまち全体をきれいにしていくという気持ち、そういう気持ちをお持ちでしょうけれども、やりたいけれども、その場所でやっていいのかということがわからないという意味合いの里親制度なんですね。中牟田ロータリーのところが国道ですから、あのところは管理がどうなっているのかわかりませんが、どこかの団体に、地域の方々に契約みたいな形でここをお願いしますよということをしていて、どこかとやっぱりちゃんと話をしないとああいうふうにはできないわけですから、そこはいかがですか。中牟田ロータリーに関しては、土木事務所なりと中牟田区なりがそういう話し合いの中で進められているのかどうか、わかったら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

中牟田のロータリーは国道敷でございます。管轄は土木事務所でございますので、私が聞いている範囲では、自分たちで植えたいからということで申し入れをされているということで、今も取り組んでおられるということで聞いております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

自主的に申し入れをされてその場所を管理されている、これがまさに里親だと思うんですよ。こういうものをいろんな、もっと鹿島市全体に広げていければいいんじゃないかということで考えているわけですが、特に今回この問題を出したのは、今、浜川の河川改修が進んでおまして、河川敷がいわゆる複断面というところですね、洪水調整をする複断面のところがありますが、ここはすぐ草が生えて草ぼうぼうになるわけですね。先ほど答弁ありましたが、年に一、二回程度、土木事務所の方で委託をされた業者の方が草刈りをされています。しかし、それでも十分管理が行き届かないということで、河川敷ですから樹木を植えるわけにはいかないんで、コスモスですとか菜の花ですとかそういう草花を植えて、草ぼうぼうのところじゃなくて景観的にもよくしたいという気持ちをお持ちの方も結構いらっしゃると思いますので、こういうところについても、浜川の場合は土木事務所ですけども、里親制度的なものを仕組みをつくりながら、ここからこの区間はこの地域の方々に手を挙げられたところで管理をしてくださいというような、そのような仕組みができていかないのかなど。自主的に土木事務所へ行って、ここからここまでやりますよと言えばいいことかもわかりませんが、制度的な面で市が、あるいは県がお金を出すということではなくて、住

民の皆さん方が自発的に取り組みやすいような形でものがないかなということでお尋ねをしておりますので、この件に関して何か考え方があればお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

7番議員にお答えをいたします。

制度につきましては、ただいまいろいろ御説明がございましたが、現在、鹿島市におきましては、言われますように里親制度に類似した活動をやっております。制度化はいたしておりませんが、鹿島市の市街地周辺では毎週第1日曜日に地区内の清掃、あるいは道路の清掃、そういうものを企業単位、あるいは地区単位でもやっていただいております。また、市街地のところにつきましては、公役というような名称で自治会活動の一環として公の施設等の清掃活動、そういうのもやっておられますので、このように古きよきものを残していくのいいのか、あるいはただいま御提案をされました里親制度を新しくしていくのいいのか、この辺につきましては、今後、議論をさせていただきたいと、そのように思っております。

それからまた、浜川の環境美化対策ということになりますと、浜川自体が河川法の改正によりまして、これまでの治水と利水ということに加えまして、河川環境の整備と保全というような位置づけを河川法の中でされておりますので、この辺も地域住民の方の役割、あるいは行政の役割、このようなものを踏まえまして取り組んでいく必要があるんじゃないかならうかと思っておりますし、また、御提案の件につきましては、全庁的なものということでとらえまして、県、あるいは各種団体と協議をしながら、いろいろな方面から模索をしながら可能性を見出しながら議論をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいま江頭部長からお答えしたとおりですが、少しつけ加えさせていただきますが、先ほど御提案の最後のところで申されましたように、例えば、その地域の人々が道路のわきに何か植えたいと、そうした場合にここに植えてよかろうかという話をどこに持っていった方がよかろうかとか、あるいは苗木代は我々が出さんばらんとやろうか、あるいは県や市から出るとやろうかと、あるいは県との話の橋渡しとか、そういうのはやっぱり我々はわかっているようですが、市民の皆さんは案外御存じないところもあるわけですね。ですから、そういう場合にそういう発案、お申し出があれば、あるいはそういうことをやろうと思っいる方々には市役所のここに相談に来てくださいと、そして、さっき申し上げましたようなことを全部助言なり、あるいはバックアップをさせていただきますと、そういうようなこと

を言うておられると思うんですよね。ですから、そういうことは少し具体的に検討をして、そして、早い時期に市民の皆さんに鹿島市が花いっぱいになるようにというようなことで、そういうことにもつながりますので、そういう仕組みづくり、あるいは誘導政策、そういうものは確立をして住民の皆さんにお知らせできるようにしたいと、こういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。もう一つは、河川敷で自主的に草刈りをしたような場合に、現在、刈った草は一般的に燃やすことができないということとで処分に困るというようなこともございました。そういうこともありましたので、何かの仕組みの中で進めていければ、河川敷、あるいは道路に関してもきれいになっていくんじゃないかということで御提案をしておりますので、よろしく願いいたします。

もう一つは、19年度の農水省の目玉事業である農地・水・環境保全対策、この中で、今のこの里親制度的な活動が組み込まれるんじゃないかというようなことで御質問をしたいと思っておりますけれども、これは先進地の方では水環境学習や蛍の育成、あるいは水辺の植栽や農道沿いへの菜の花やレンゲ、コスモスなどの花植えなどが行われているということをお聞きいたしておりますが、もし今、私が提案したようなことをやって進めていく場合に農地・水・環境保全対策、この事業に乗っかることができるのかどうか、それに対してお尋ねをしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

農地・水・環境保全向上対策で該当しないだろうかということですが、この制度、結論から申しますと、農地、それから農業用水、農業の環境、要するに農地とか農業の施設関係の周辺を含めた環境の保全、それからさらに質的な向上、こういったものに関連がある活動であるかどうかというのがポイントになります。それは結論なんですけれども、浜川につきましては、利水という農業用水をとるという取水のこともありますので、これにつきましては、県とか、それから農政局の方に問い合わせをいたしまして、該当するか、ここらあたりははっきりさせたいと思っております。実はこの件につきましては、議員も御一緒に先月の28日に熊本の方に先進地の視察ということで行ったわけですが、先ほど御紹介がありましたようなことで、この制度の中で仕組みづくりということで大きなねらいとされておる国の考え方、そういったことでの農村の環境向上、これが大きな一つのポイントとなっております。

それで、実は鹿島の方でもこれにつきましては積極的な取り組みをするということで、開会時に市長の方から施政方針の中でありましたように、この事業につきましては定住促進というとらえ方をいたしましてやるということで、今、原課の方では考えております。具体的に現在、各地区、大体今週いっぱいではぼぼめどがつくわけですけれども、こういった制度の説明、それから今後のやり方についての仕組みづくりということで大体めどがたっておりますので、今後とも議会の皆様の御理解をいただいてやっていきたいというふうに思っております。

以上でござい……（「今、提案のようなことをこの事業に乗せられんかということ」と呼ぶ者あり）

この事業に乗せられるという可能性が大分あるようでございます。詳細につきましては、改めて県、それから農政局の方に照会をしたいと思いますけれども、可能性はあるようでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今、課長が申しあげましたように、その可能性があるかないか、今から農水省の方とも県とも打ち合わせをしてみたいと思います。ただ、基本的にこの農地・水・環境向上対策、これを鹿島市も事業化する、政策化をするというときに、正直申しましてためらいがございました。それはせっかく今の現段階では農業集落が自主的に自立的に自分たちのこと、農業分野についてはやっていこうと、こういうことで鹿島の場合は何とかやれているんですね。だから、こういうふうな公の行政がそこに入って、そして、そういう自主的な機運、あるいは気持ち、そういうものを損ねてしまうんじゃないかと、こういう一つの危惧があったわけですね。ただ、現状、やっぱりここ5年後、あるいは10年後ということを考えてみますと、我々が考えている以上に農業の担い手、あるいは後継者、この問題は深刻なんですね。これは予測がちゃんと出ますので、その数字を見ると、これで本当に農業をやっているかと。そういうことで集落営農とかなんとかも体制的につくっているわけですが、つまりこの農業というのは農地の適正保全、あるいは水の管理、あるいは全体的な農集落としての環境、こういうものが一体的なもので、単に作物がとれるかとれないかという話じゃないわけですね。したがって、先ほど言いましたように、こういう一体的な環境を保っていくためには、どうしても今の農家の後継者、担い手だけではできないだろうと、こういうことを考えまして、この事業に取り組むようにしたわけです。

したがって、農地・水・環境向上対策というのは基本的には農集落の問題ですので、そのあたりが全般的に今議員が提案されましたようなことができるかどうかということ

はちょっとわかりませんが、可能性としてはあると思いますので、研究をさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

浜川の場合は私も十分理解しておりますけれども、ある部分までは農業用水として取水をされていますので、そこまでは可能性があるのかなど。その下流域に関しましては全くそのまま海へ流れていくということになると、その分はないのかなと思いますが、研究をしてぜひお願いをしたいと思います。

次に、青色防犯灯の問題に移らさせていただきますけれども、当初、私も青色というのは蛍光管といいますか、青色の光を見ますと少し暗いイメージがありますので、本当に効果があるのかなというような認識を持っておりました。ところが、テレビで企画をされて見せていただくと、やっぱり遠くまで見えるわけですね。遠くまで見えるということは自分も相手方から見られているということですから、そこで犯罪抑止力があるということで実際のデータ等も今御紹介をしていただきましたので、これはそんなに高い費用がかかるわけじゃございませんので、まず、市の方でも職員駐車場等に導入をしたいということをおっしゃいましたが、実践をしていただいて、徐々に啓蒙活動を各地域へもお願いをしていきたいというふうに思いますので、要望にとどめておきたいと思います。

次に、たばこの喫煙に関してでございますけれども、私も今回質問をするために少し調べましたところ、先ほども答弁でありましたが、自治体の公共施設全面禁煙の決定は兵庫県加西市に次ぐ快挙というところをインターネットで見つけましたけれども、鹿島市としては自治体のいわゆる全面禁煙、あるいは学校敷地内の禁煙というものをいち早く取り組まれたんだということを認識したわけでございます。確かに学校現場におきましては、教育現場でございますので、禁煙、たばこの害を子供たちに伝えていくということでは、いち早くこのような形で取り組まれたのはそれが妥当なことといえますかね、よかったと思うんですけれども、この市庁舎内においては皆さん方ベランダのところではたばこを吸われていますよね。これも外から見ると蛍族と言われて余りよくはないということで、特に、先ほど申しましたように、学校の先生方が学校の敷地外のあるところでたばこを何人か吸われている光景というのは、本当に見ていて地域の方々は余りいいもんじゃないという、これは外から見た場合にはそういうふうに思われているようですので、例えば、敷地外ですから塀で囲むわけにもいかないと思うんですけど、吸われる先生方もやめたいけれども、やめられなくて吸われているという状況だと思いますので、そこは少数の先生方のことも配慮をしていただいて、それぞれの学校でどこの場所が一番たばこを吸われる場所として自然なのか、校門の外、国道沿いとか、そういうところはやっぱり見て余りいい感じはしないと思いますので、そこはぜ

ひ検討をしていただきたいと思います。

それと、学校現場において18年度末で19.9%ということで、これは恐らくその効果として減少をしているんじゃないかというふうな形で認識をいたします。ただ1点だけ、たばこを吸われる方々も権利を主張されますので、210,000千円の税収があると。たばこを吸う方が減っていくと当然、税収が減っていくわけですがけれども、納税者の公平さということから考えれば、たばこを吸う方々の意見も少しは取り入れていいんじゃないかというような考え方もあります。それから、地方の自治体の方はこうやって進んでおりますけれども、国の施設は国会にしましても議員会館にしても、まだ喫煙室があるわけですね、国が非常におくれているというようなことも言われておりますけれども、この税の公平さということから考えて、これに対してどういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

確かにおっしゃいますように、たばこの税金、これは非常に貴重なお金でございます。それで、議員のお考えについても一つの方向ではあるかと思えます。先ほども議員がおっしゃいましたように、私どもから言わせてもらえれば、国の施設こそ率先して建物内禁煙にしてほしいというようなことで考えております。

先ほどの繰り返しになりますけれども、一方におきましては、喫煙者の方も他人に今のところ迷惑はかけておられませんし、白い目で見られることにも耐えておられますので、肩身が狭くしておられますというところもございますので、場所によってはいささか見てよくはないといったことがありますけれども、寛大さを持って、見て見ぬふりをしておいてさしあげるのが一番よろしかろうかというふうに思っております。

また、このたばこ税につきましては、二、三の喫煙をしている職員に聞きましたけれども、そういった施設をつくってもらいよりも、もっと有益な市民の福祉の向上、こちらの方に充てた方がよりよいというふうな意見も持っておるようでございまして、私どももそのように考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

確かに言っておられることはごもっともです。実は一般質問が皆さん方から出て、そして、30分から1時間かけてポイントはどういうことを聞いておられるのだろうかという会議をします。そういう中で、うちも全施設にこういう設備ばするぞ、どんくらいかかるとなど、確かにそぎゃんばんと実は私も言ったんです。膨大な、莫大なお金が要るんですね。ですから、

結局ははっきり言ってそこんたいです。ただ、お聞きしよってつけ加えて言いますけど、たばこ吸う人は210,000千円がと市に貢献してもらっています。これは命がけで、命をかけて。私たちなんかも酒飲みですから酒税ということで国家にも貢献しておりますし、これは冗談ですけど、ただ、公平さの問題ですが、例えば、自分はパチンコをします。あれもやっぱり税金が入るんですね。じゃ、パチンコをしている人たちにどういふふうに戻元されているかと。そういう分野とは違ふかわかりませんが、一応言われることはわかりますが、一般財源として入りますので、そのあたりをなかなか踏ん切りがつかないと。確かに申されますようなことは一理もある二理もあるというふうには思っています。ただ、莫大に予算が要りますので、ちょっと今のところやろうというふうにはまだ決断できていないというのが本音のところでは。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

学校現場のことがちょっともう一つすっきりされていない面もあろうかと思っておりますので、ちょっと確認をしておきますが、喫煙権を否定するものではもちろんありません。例えば、学校の敷地内にある一角を設けてすればいいじゃないかというようなこともあります。このことは喫煙者の便利さはあるかもしれませんが、環境的にどうかという疑問というのも一方ではあるわけですね。その中で例えば先生たちがたばこを吸っている姿、これが今、子供たちの目に触れることがまずゼロなんです。今まではあったんですね、敷地内だから、校舎内だから。今はゼロなんです。今はないという、これが一番の教育効果だというふうには私は思っております。きのうの新聞にも掲載をされていたと思いますが、子供たちはやっぱり好奇心等からたばこへの興味とか、あるいは喫煙へつながることがあるというようなコメントがありましたけれども、まさにそうでありまして、その誘因として考えられる姿が今、敷地内にないということ、これは教育的な意義ということからも私は大切なことだと思うんです。

したがいまして、あくまでもいろんな御意見があると思います。先ほど言いましたように周辺からの目とか。私としては、やっぱり子供たちを中心に考えた場合に、敷地内の全面禁煙ということは今後とも徹底を図っていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

今、教育長の子供を中心に考えたいということは非常に説得力があったと思います。私は本当にたばこを吸いませんので、この問題等は余り考えていなかったわけですが、私がきょう質問しているのは時代の流れに逆行した質問をしているわけですね、これは十分わ

かっいて、たばこを吸われる方の代理でここで質問に立たせていただいておりますが、今の教育長の答弁で子供を中心に考えていくということで、たばこを吸われている方々も御理解をぜひいただきたいなと思います。

最後に、観光問題で質問をさせていただきますが、先ほど内子町の岡田さんという方の講演の内容を少し紹介させていただきました。ここで私たちが反省をしなければいけないのは、観光のいわゆる考え方、とらえ方というものをどうしても鹿島に何名来ていただいた、先ほど前年度300万人を超したということで、これで一喜一憂するわけですね。これはデータのとり方でこの数字というのは変わっていくわけでございますけれども、要はその中身、観光というものを私たちがどのように考えていくか、その中身の問題だと思っております。今まで私も含めてですけれども、きれいなポスターができたり、パンフレットができたりするとそれで満足して、それをずっと配布していくことによって観光が成り立っていくというか、お客様がふえるような認識を持っておりましたけれども、そのところをちょっとお尋ねしたいと思いますけどね。

商工観光課の中でもポスター、パンフレット、そういうものをつくることに一生懸命なること、あるいは観光客が何万人来たということを尺度として観光を考えておられたんじゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

御質問の中で、いろんなパンフレットをつくってそれをPRしていくと、それから何人観光客がこのイベントに来たんだというふうなこと、これはこれで大事だと。それでいいのかというふうな御質問だと思うんです。

私どもは先ほど岡田さんという方の紹介をいただいたんですけど、実はホームページの講演録も前もっていただいていたので、少し見させていただきました。そういうふうにして見させていただくと、そのときにちょっと思ったのは、感想ですけれども、やはり簡単に言えば基本を自分に問うというふうな感想を持ったところです。私どもは今までいろんなこういったいい事例のお話とか、それから取り組みというのはいっぱいあちこち行って見えました。そのときは確かにいい部分を取り入れて鹿島の観光に生かしていくというふうなことで推移はしてきたと思います。そのようなことで、いい部分は伸びてきているというふうに思いますけれども、じゃ、それでよかったのかということをおっしゃると、やはり反省すべき点はあると思います。それは何かというと、さっきおっしゃったもてなしの心とか、そういった心だと思います。私どもも以前、キャッチフレーズをつくったんですね、「肥前鹿島は自然鹿島」と。「自然味、美味に人情味」というふうなキャッチフレーズをつくって取

り組んできたんですけど、ただ、インパクトが弱かったのか、なかなか表面には浸透しなかったんですけども。ですから、まとめますけれども、そういったお話があって、一つのこういったいい機会だととらえて、観光を見詰め直すという機会ではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

部長にも課長にも岡田氏の講演のホームページを読んでいただいて、今、感じたことをお話していただきましたけれども、観光の基本を問うというような表現をしていただきましたが、やはりこの部分が一番これからの観光に関して必要ではないかと。表面的に数字を追っかけるといことでなくて、本質的な観光資源をつくり守っていきながらやっていくこと、この重要性を十分に認識することからスタートすべきじゃないかなということを思いましたので、今回この質問をさせていただきました。

この問題に関しては、お互いにもう一回そういうことを議論する場をつくりながら、鹿島市の観光を掘り下げていけばと思います。昨日、市長は、21世紀のまちづくりは地球規模でグローバルに考え、ローカルな発想を持つということと、まちが持つ遺伝子を生かしながら独自のまちづくりをというような答弁をなさいましたけれども、これは岡田氏の考え方と全く一緒ですよ。そういうことを観光面にもぜひ生かしていただきたいということと、もう一つは、観光の部署を単なる商工観光課の一係ということではなくて、仕事としては係で進めていかなきゃなりませんけれども、もう少し政策的には上位に位置づけをしていただいて、観光のプロをつくっていくというような考え方で、政策的に上の方に位置づけて全庁的な形での観光というものも考えていただきたいなということを提言して質問を終わりますが、最後に市長の所見を求めたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

5期目の私の方針に交流人口の活用というふうにはうたっておりますが、そういう大きなくくり方の中にやっぱり中核を占めるのは観光ですね、この分野で。先ほど申し上げておりますように歴史的な、今、浜の方でもこれの保存を始めましたし、あるいはグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、こういうものも今から勉強していくということですので、こういうものを織りまぜながら観光というものを核に据えた政策というものは、今、予算的にも既に緒についておりますので、必然的にこういうものがかなり大きなウエートを占めていくというふうに思っておりますし、また、その成果を出すように私たちも頑張っていきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で7番議員の質問を終わります。

10分間休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、4番議員水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番議員水頭喜弘でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく4点にわたって質問をいたします。

まず、第1が少子化対策、そして2番目に、廃棄物行政、3番に、公共下水道と浄化槽の使用料の公平性について、そして最後、4番が有害鳥獣駆除対策について、この4点について質問をさせていただきます。

まず初めに、少子化対策の中の妊婦無料健診の拡大についてであります。

この件に関しては、先ほどもいろいろと質問してまいりましたが、今回、改めてまた再度質問をさせていただきます。

安心して産み育てやすい環境の整備が求められております。子供は欲しいけれども、お金がかかる、これが本音ではないでしょうか。出産までも当然のことながら保険がきかないため、高額の健診料を負担しなければなりません。

妊婦健診では、胎児の超音波検査や妊婦の内診、血液検査などを定期的に行います。妊娠初期や出産直前は一、二週間に1回、安定期は4週間に1回程度です。現在は母子健康手帳を交付する際、原則として妊娠20週までの前期と21週以降の後期にそれぞれ1回、医療機関で利用できる無料健診券を配付されています。費用は1回約5千円、血液検査を伴うと10千円から15千円程度かかるようです。厚生労働省の通知によると、妊娠初期から分娩まで14回程度の受診が望ましい回数として示されていますが、現在、公費による無料健診はおおむね2回程度であります。日本産婦人科医会調べでは平均的な健診費用は1人当たり11.7万円で、若い子育て中の家庭にはこれが相当の負担になっております。

合計特殊出生率は一人の女性が一生の間に産む子供の数を示す指標ですが、先進国の多くでこの数字が下がり続けています。日本はその中でも低水準の1.26であり、何らかの手だてを考える必要があると思います。

そこで、妊産婦健康診査の公的助成の拡充を提案いたしますが、お考えをお伺いいたします。

次に、廃棄物行政の1点目が廃棄物の活用について。

昨今、各地で異常気象が続いております。夏の平均気温の高さ、台風、大雨による被害が多発しております。北極や南極など寒い地方の氷が溶け出すため離島が海に沈み、低地や砂浜が消失する事態も予想されます。南太平洋に浮かぶ島国ツバルは、海面の上昇によって水没の危機に瀕しております。これは間違いなく地球温暖化の影響と言われております。

現在のエネルギー需要の構成は、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料が85%を占めております。この化石燃料を燃やすことによって年間約252億トンのCO₂を大気圏内に排出して、地球温暖化の最も大きい要因になっております。日本における2004年度の国内の温暖化ガス総排出量はCO₂の換算で約13億5,500万トンであり、排出量の多い国にランクされております。過日行われた全国都市問題会議では、中国においては毎年、東京都規模の緑を破壊しており、食料生産ではここ5年でカナダ一国の生産量である約7,000万トンもの減産になっておるとの報告がありました。私たちは京都議定書で約束した1990年比6%削減の達成に向けて、具体的な行動を急ぐ必要があります。

環境問題の中でも自治体にとって最も大きな課題の一つは、生ごみの処理であります。生ごみの多くは清掃工場に運ばれていきますけれども、水分を多く含む生ごみは乾燥と焼却のために多くのエネルギーを必要といたします。焼却炉内の燃焼温度を一定以上に保つために、さらに多くの燃料が必要になります。

総合計画の中で単に燃やして埋めるという処理から、ごみ排出の抑制や分別収集の徹底による再利用、資源化を積極的に推進し、市民参加による資源循環型の社会を構築する必要がありますとうたわれております。資源化率の数値目標を掲げられて取り組んでおられると思いますが、資源化計画がどのようになっているのか、また、具体的な取り組みがどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、ごみ収集について。

ごみの収集体制は、燃えるごみ、燃えないごみ、そして、粗大ごみとステーション方式となっております。そこで、ステーション方式の場合、家からの距離の問題もあると思いますけれども、どうしても早目に出してしまうとかということもあり、犬とかカラスが生ごみ等をあさり、ステーションの周りが生ごみ等で汚く散らばっているのを見かけます。収集ボックスなどがあつたらいいのではないかと思います。

ところで、ステーションの件についてお伺いいたします。ある市民の皆さんの切なる願いがありましたので、質問させていただきます。

そこは高齢者の方が多くて、収集場所までは800メートルから1キロぐらいの距離があり、そこまで持っていかなければならないと悩んでおられます。車の運転ができる人はいいですが、できない人は大変であります。収集施設の設置場所には何か決まりがあると思いますが、近くにでもあれば大変助かると言われております。このことについて、何かいい考え、また手だてがあつたらと思いますが、その件についてお伺いいたします。

次に、公共下水道と浄化槽の使用料の公平性について。

水道の蛇口をひねれば、きれいな水が手に入る便利な時代であります。一方で河川や湖、海は年々汚れがひどくなっております。水質汚濁の原因というところ、工場などの産業排水を思い浮かべますが、最大の原因は私たちの便利な生活をもたらす生活雑排水なのです。

日常生活から排出される汚濁物質BODは、1日1人当たりおよそ40グラムであり、そのうち台所や浴室、洗面所からの雑排水が27グラムで、残りの13グラムはトイレの排水であります。水の汚れを抑えるには、使用済みの油を流さない、洗剤の量を少なくするなどの工夫が大切であります。このような工夫を行っても生活雑排水をそのまま川に流してしまえば、自然が備えている自浄能力を超えて汚染されてしまいます。これらの問題を解決する下水道も地形やコスト高の点から飛躍的な普及率のアップは難しく、ほかの浄化方法に期待がかけられています。

そこで、クローズアップされているのが浄化槽であります。下水道の終末処理施設並みの汚濁物質の除去能力を備え、しかも、コストは低くできる浄化槽はいわばミニ下水処理場と言われております。国や自治体も補助や融資を行って、その普及の推進をしております。

このように、家庭から出る汚れた水をきれいにする施設として浄化槽と下水道がありますが、使用料の部分で下水道と、そして浄化槽の使用料はどのようになっているのかお伺いいたします。

最後に、有害鳥獣駆除対策についてお伺いいたします。

郊外、中山間地に行くたびに話題になることはイノシシの被害であります。せっかく育てた野菜や豆類、芋などを一晩で掘り返したり、新芽を食べてしまい、本当に困り果てておられます。最近では、民家の軒先まで出没しているということをお伺いいたします。農業関係者の生産意欲を裂いている現実、体験した者でしかこの悔しさは理解できません。本市も駆除対策として毎年助成をしておられます。自然は人間だけのものではなく、種々の生物と共存共栄をしなければならないわけですが、地元では忍耐の度を超えております。

今年度、市としては何らかの対策を真剣に取り組む必要がありますが、本市における有害鳥獣対策についてどのように取り組んでおられるのかお伺いして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

4番議員の少子化対策の妊婦無料健診の拡大についてということで御質問になっておりますので、お答えをしたいと思います。

保険健康課の所管で、これまで少子化対策といたしましては、昨年10月から出産育児一時金、これが330千円から350千円に拡大をいたしております。それから、出産育児一時金の

患者さんの利便性を考えて代理受け取りですね、病院の方にこの一時金を真っすぐお支払いをします。それで、親御さんに不便をかけまいというようなことで代理受け取りの制度も昨年の12月から導入をいたしております。こういうことをやってきております。

それから来年度、この後、新年度予算の中で御審議をいただくわけですが、これまで三種混合につきましては、集団接種ということで一月に1回、日を設けてやっていただけですが、なかなか親御さんの都合が悪いというようなこと、それから、子供さんの体のぐあいの的にどうしてもそういう時期に当たるということになりますと、非常に御不便をかけるというようなことがございました。それで、19年度からはこれを市内の小児科を中心とした医院さんに個別に接種を随時していただくと、そういうような改善も行う予定にしております。

御質問の無料健診の拡大についてですが、このことにつきましては、国の方からここの1月になってから19年度の予算措置として拡大をしているというような通知がっております。これは少子化対策の一環として、その財政枠の拡大の一部にこういうことも要素として入れているというようなことでもございました。その中では最低でも5回程度、そういう助成をするのが望ましいじゃないかというような通知がっております。

そういうことで、県内の状況あたりも、このことについて国の通知に対してどういうふうな取り組みをされているのか調べてみたんですけども、19年度からすぐこれを取り組むところは玄海町の1町のみです。あと東部の大きな市につきましても、現在の財政状況を考えますと、それから、ほかの少子化対策も当然あるわけでもございまして、そこら辺を考えますと、なかなか難しいというような御意見もあっております。鹿島市も御存じのように、市長の方針としては就学前児童の医療費の無料化というのを取り組みをするということで、これまでずっと答弁をされております。それを優先すべきだろうというようなことを私も考えております。

そういうことで、このことについては、来年度以降検討はしてまいりますけれども、すぐにこれが拡大になるかということにつきましては、なかなか難しい状況ということでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、4番議員水頭議員の大きな2番、廃棄物行政、その(1)廃棄物の活用についてということで御質問でございますけれども、まず、ただいまの御質問の中で資源化の計画はどのようなふうになっているかということでお尋ねだっただと思います。

これについては、御存じのように鹿島市では、まず、ごみ自体を8種類に分けて、かつ資

源ごみの回収ということで新聞、雑誌、古着、段ボール、アルミ缶等を各地区で収集をしていただいて、これを集めるというようなことでやってきております。そういう中で、燃えるごみでございますが、これは可燃ごみの中で回収をいたしております、平成17年は全体で7,100トン出ているような状況でございます。そういう中で、できるだけ分別収集をお願いして、そして、リサイクルできるもの、あるいはリデュースできるもの、あるいは再利用できるものについては、できるだけ再利用できるような形で、昨日もありましたけれども、BDFですか、食廃油を使うようなことまで、今、新エネルギーということで、できるだけ台所に油を流さないようにするためには、食廃油をそこに流さないというようなことも含めて計画をしていただいております。

それから、(2)番目のごみ収集についてでございますけれども、ステーションの問題を質問されております。

このごみステーションにつきましては、うちの方では原則として20世帯を範囲に1基ということで目標を掲げております。ただ、このステーションにつきましては、各地区の施設でありまして、各地区の指定する場所に設置をしていただいております。そういう中で、議員の提案であります老人の方でありますとか、距離が長いというようなことの御指摘がありました。これにつきましては、各地区の区長さんとも相談をしながら地区割りも考えていければなというふうに思います。

そういうことで、ステーションの増設そのものを否定はいたしておりません、おおむね20戸に1カ所程度を限定としてやっていると。そしてかつ、そのステーションにつきましては地区のステーションでございますから、市の方としてはステーションの作製に対して補助を出しているというような状況でございます。

それから、大きな3番の公共下水道と浄化槽の使用料の公平性ということで先ほど質問をされました中に、浄化槽の維持管理費がどのようにかかっているかということをお聞きされているかと思っております。

まず、浄化槽を設置いたしますと、設置に対する検査確認関係の検査があります。これは設置をいたしますと、1回だけでございますけれども、通常の維持管理として申し上げますと、浄化槽法第6条の点検ということで機種によって2カ月に1回以上という条文がございます。ただ、今現在、鹿島市についている曝気浄化槽につきましては、大体4カ月に1回以上の点検ということになっております。

そういうのを加味していきますと、6条の点検が年に3回ないしは4回、そして、11条の検査というのがあります。これは県が年に1回検査をいたします。本当に機能をしているかどうかという検査でございます。これは年に1回です。それからもう1回、10条ということで清掃点検というのをいたしております。これは1年に1回、かすがたまつたやつ、し渣がたまつたやつを引き抜くという清掃でございます。これが年に1回ございます。これを大体

7人槽でおおむね計算いたしますと、54,800円という計算になります。これを12カ月で割りますと4,500円、一月4,500円程度の費用負担ということになります。

それで、公共下水道はどういうふうになっているかといいますと、大体今1家庭3.3人ぐらいの平均家族じゃないかと思imasので、これを水道料で換算しますと月25立米程度使用されております。これで算出をしていきますと、一月当たり3,500円程度の費用負担になるということになります。ですから、不公平性でいいますと約1千円程度の差が出ているというような状況でございます。

ただ、御存じのように、鹿島市はこの公共下水道の方に相当の費用をかけてやっております。できるだけ早く進めにかいかんということで、こちらの方に全力を挙げているような状況でございます。

以上、1回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

イノシシ被害対策について3点申し上げます。

1点目ですけれども、県単事業でございますが、鹿島市、嬉野市、太良町で構成をいたします広域協議会を通じまして電気牧さくや箱わな、くくりわなに要する購入費への助成、それから、捕獲報奨金の交付を行っております。捕獲報奨金は1頭当たり5千円でございます。

二つ目に、市の単独事業といたしまして、鹿島市農作物有害鳥獣駆除組合に対しまして450千円の補助を行っております。弾薬費、わなの部品購入費、猟犬の治療費、それから捕獲報奨金の5千円、広域に上乘せに御使用をいただいております。

三つ目ですけれども、これは中山間の集落で行っていただいておりますけれども、平成12年度から導入をされました中山間地域等直接支払制度を活用していただきまして、トタン板、それから電気さく、こういったものの設置にも取り組んでいただいております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

なお、当局より答弁の申し出がっておりますので、これを許します。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

先ほど水頭議員の質問の中で、私、答弁をいたしておりますけれども、補足して答弁をさせていただきますと思います。

3番目の公共下水道と浄化槽の使用料の公平性ということで御質問でございました。その中で、私、平均家族が3.3人ということで公共下水道料金を3,500円と申し上げております。それに比べまして、現在、鹿島市で一番多く取り付けられている浄化槽が7人槽ということで、7人槽の浄化槽で4,500円ということで申し上げておりますけれども、浄化槽が7人槽でございますので、これは設置要件で土地の面積も加味されますけれども、一応7人槽ということがございますので、ここで例えば5人家族であれば公共下水道料金は5,600円程度になります。それから、もし7人で公共下水道を使用いたしますと、8,500円の負担になりますということを追加して答弁をいたしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

これから一問一答で続けてまいりたいと思っております。

まず、少子化対策の件ですけれども、さっき答弁された中で、出産育児一時金とか三種混合とかいろいろる説明され、また、県内の状況を調べたら玄海町だけだということですね、そういうふうな答弁じゃなかったかと思っております。このことに関して、さっき課長の方からも答弁の中で厚労省としては5回ぐらいが全国の基準だということで、このことに関して、いろいろとそのように厚労省の中でも考えているようでございます。

確かにこの健診は地方財政措置としての国からの地方交付税で市町村に配分されており、確かに言われたとおり、少子化対策事業費に組み込まれています。その中で、さっきもあつたとおり、19年度の予算では拡充して、この範囲内で実情に合わせて無料健診の回数を上乘せできるようにしたもので、これが国としまして700億円の計上があっているものと思っております。

今さっき、いろいろとるお話の中で、厚労省が述べておられるのを何回でも申し上げますけれども、健康で安全なお産をするためには5回以上の健診が必要としており、妊娠のごく初期から36週程度までの間、最低5回分を無料化する考えで、この健診5回無料を全国基準とする方針と、こういうのものがまた新聞に掲載されておりました。いろいろと各自治体でも取り組みをされているところもあります。佐賀県の中では玄海町だけで、あとは2回ないし3回程度じゃないかと思っております。

さっきの答弁では新年度の以降に検討したいというふうなものの答弁だったかと思っておりますけれども、考えたいということですので、平成16年度の調査で見ますと、秋田県が平均回数で8.16回、香川県で4.11回、富山県で4回というふうな国の助成を上回った市町村も少

なくありません。こういう中で、この5回に近いような、何か1回でも2回でも多くできるような、そういうものの考えはないのか、再度お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほど御答弁をいたしましたけれども、平成19年度当初予算の中で、三種混合の予防接種を従来の集団接種から個別接種に切りかえを予定いたしております。その中で、その財源としては、ことし、昨年からしますと3,500千円ほど経費が余計要るようになっております。それで、お尋ねの妊婦健診の回数を仮に5回といたしますと、これが約5,000千円ほど財源的に必要になってまいります。そのようなことで、19年度はうちの方といたしましては、準備の関係もございまして、ちょっと見送らざるを得ないというようなこととさせていただきます。

県内各市町についても、既に19年度予算の原案ができ上がった後に国の方からこういう通知があつておる関係でございまして、各市町とも20年度以降にそこら辺を検討したいというようなことが、県内の状況を見ても多数になっておるようでございます。

それから、19年度からすぐ取り組むということになりますと、これは国保連合会との支払い関係の調整が必要でございまして、県の方も20年度に照準を合わせて19年度中にこの体制について県内各市町と協議を持ちたいというような予定もあります。

以上のようなことで、19年度はなかなか難しいんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘議員。

○4番（水頭喜弘君）

19年度はなかなか難しいということですね。なるだけ望んでおられるのは、1回でも多くあったらという要望がいろいろありましたので、今回、取り上げさせていただきました。何とかよい方向に向かっていくように、またいろいろ考えをしておいてください。

次に、廃棄物行政についてですけれども、資源化についていろいろお話をいただきました。その中で分別8種類ですか、それから、平成17年度が可燃ごみで7,100トンですかね、出ているということも現状を言われました。

この中で、もっている第4次鹿島市総合計画の基本計画の中を見ても、1日1人当たりのごみの排出量、これが637グラムということが掲載されています。これは平成11年から17年まで載っていますけれども、その中で徐々にふえつつあるというのはどういうことですかね。大体ごみというのは、今のずっと対策をすれば減少していくのが何で徐々にふえつつあるのか、このあたり何でこうなっているんですかね。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ごみがクリーンセンターの方に持ち込む量がふえているということでの御質問だと思います。

ずっと統計をとってみているところでは、不燃ごみ、結局リサイクル等ができるようなごみというのは相当減ってきております。しかし、可燃ごみの方が増になっております。この増の内容を見てみますと、若干の増ではございますけれども、企業ごみ、事業ごみ、これがふえているということです。昨年から今年にかけてもトライアルですか、それとかそこのパチンコ店がふえたことによって、ここ数年ふえているということで、事業ごみが若干ふえているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

ふえている原因は事業ごみがふえているということで、これが若干ふえているということで理解しました。大体よその例を見ましても、ごみの1人当たりの排出量が、若干ですけれども、減少しているのが現状であるのに対して、なぜかと思いましたので、この質問をさせていただきます。

そこで、さっき言いました資源化の中で、確かに分別収集、また、いろいろそういう対策を練られて、このリサイクル化ですかね、そういうものに対しては相当努力をされているところは認めます。

それで、これをもう少し徹底というですかね、認識していただくために、今さっきいろいろと中に入った3Rですかね、リデュース、リユース、リサイクルですね。この3R、要するに、リデュース、ごみの発生を抑制して、リユース、再利用、そしてリサイクルと、これをやっぱり啓発しながら進めていくということが国の方でもまた一番大事なもんじゃないかと思えます。鹿島市でこの件に関して何か啓発運動とか、例えばビデオ等の作成とか、そういうものは何かされているんですかね。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

このリデュース、リユース、リサイクル、これについてビデオ等の啓発をやっておられるかということですが、ビデオ等の啓発活動は行っておりません。しかし、今テレビでもごらんのように、これを3Rということで運動をされているかと思えます。私たちの方は

特に生ごみですね、先ほど議員の方からもありましたけれども、生ごみを出されるときに水切りがうまくできていないと相当の重量に変わるというようなこともありまして、こういう水切りの徹底、励行等について御指導いたしてきております。特に鹿島の場合は、鹿島環境推進協議会という協議会を立ち上げていただいて、その中でも相当区長さんたちを中心に啓発活動を行っていただいております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

啓発活動はやっているということで言われました。僕の提案というか、要するにこういうふうにしてこのことをですね、水切りの励行、特にこれは必要と思います。やっぱり水を切らないと相当燃焼するように乾燥させ、また燃焼させるのに、かなりのまた燃料が要ります。それは当然のことだと思います。そういう中で、今、国の方でも取り組んでいるこの3R運動を徹底してやっぱり広めていく、そして意識づけをしていく、啓発運動をしていく、これは最も大事な今からの戦いじゃないかと思います。

今、環境問題の中で一番問われているのは、ごみの問題しかり、鹿島市としては要するに分別収集、そういうとに対してはかなり進んでいることと僕は思います。そういう中でも今の生ごみの問題一つとっても、そういうあれで何とかこれを、きのうもこのことに関しては、生ごみの問題に対してとかいろいろな問題に対しては山口議員の中でも出ていましたし、それで、この生ごみの件ですけれども、こういうごみに対していろいろと何かこう、きのうも堆肥化の問題が出ていたですね。この堆肥化、これに対して何か取り組みをいろいろ、例えば電動生ごみ処理機とか、それから、きのうの話の中に出ましたEMですね、そういう中で、この堆肥化についての例えばモデル地区なんかをですね、これはこの前は廃食油に関して、さっきもいろいろ廃食油の話があったんですけれども、これを燃料として使うと。バイオディーゼルですかね、そういうことを言われたんですけれども、こういうふうにしてモデル地区をつくって取り組んでいくような、そういう考えはあられるのか。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

このごみ活用について、モデル地区を設定される予定はあるかという質問だと思います。

まず、廃食油については、新エネルギー政策というようなことで、先般、北村企画課長の方から御説明があったかと思いますが、地区を選定しまして廃食油を回収する手だてとして、まず、モデル地区をお願いされております。

私の方でこのごみ関係については、先ほどもありましたように、大型生ごみ処理機を3台

持っておったわけですが、1台は新方の方で故障がまいりまして、今現在2台でございますが、鹿島環境整備社の方といなりの里の方に2台設置をいたしております。この中では、鹿島環境整備社の方に置いているやつでいいますと、門前商店街の一部の方に利用いただいて堆肥をつくっていただいて、今現在、生ごみが年間で約8トン、8,000キロ程度、投入をいたしておるところです。この堆肥の仕上がりは年間約3トンぐらい出て、これを市内住民の方に15キロを300円にて販売をして農地に還元をしているというようなことでございます。

また、電動生ごみ処理機を家庭で購入された場合には、これは補助をいたしておりますけれども、現在341台が各家庭で稼働しているという状況にあります。ただ、これにつきましては、自分の家に千菜畑、こういうのがないとそこに還元できないというようなこともありますので、現在341台で、平成18年現在10台、今年度は出ている状況にございます。できるだけこういうのもPRをして、農地の還元に一役買っていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。

いつやったんですか、NHKのテレビで、見られた方は多分おられると思うんですけども、生ごみの処理のことでずっとあっていました。その中で、もみ殻燻炭とピートモスを使った生ごみの処理がっていました。いろいろ30分程度ですか、見ていましたけれども、かなり勉強させていただきました。ほんに家庭で簡単に、また低コスト、安いお金でできる体制です。こういうとしながら、今言った家庭菜園ですか、そういうとにやっぱり自分の使用した生ごみ等をしていくのも一つの方法じゃないかと思えます。こういうふうにして、なるだけ減らしていく。また、ごみゼロ社会をつくっていくということは一番大事なことはないかと僕は考えます。

そこで、このごみの問題ですけど、これはどこでも自治体の中で悩みの種です。その中で、このごみ問題で最後にお尋ねをしますけれども、中・長期的にはごみを発生させない方向を目指していくのか。15年、20年、あつという間に来ます。ごみを燃やし続けていけば、当然それに対する焼却炉の負担というのは永久につきまわってきます。中・長期的に考えた場合にもごみが発生しない方向を目指していくのか、それとも焼却したり、埋め立てたりしてということに依存していくのかという基本的な考え方、このビジョンですか、そういうことについて最後に尋ねたいと思えます。廃棄物ゼロ、むだゼロ、浪費ゼロという方向を目指して行動する計画が必要であると思えますが、最後に市長、この件に関してどう思われるか

お伺いします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま市長にということでもございますけれども、一応担当の方からまず答弁をさせていただきたいと思います。

議員言われるように、できるだけごみが出ないように私たちも市民の方たちに御協力をいただきながら啓発活動を行っていきたいと思います。

またこの後、出てくるわけですが、現在、鹿島市がごみ処理をいたしております武雄のクリーンセンター、これも間もなくいっぱいになってしまいます。新たな計画も予定をいたしておりますし、できるだけ少ない量が行くようにしないと費用がかさむというようなことにもなりますので、できるだけ少ないごみで済むように努力をいたしたいと思いますので、議員の皆様方にも御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。考え方は理解します。

次に、ごみ収集の件についてですが、さっきいろいろ市民の皆さんからありましたので、ここで取り上げさせていただきましたけれども、さっきの答弁の中では、基本的には20世帯に1基だということでは言われました。ただ、要するに区長さんと相談をしながら増設の否定はしないということでは言われたと思います。この増設に対して補助をしていると言われたですけど、大体どれくらい補助をされていますか。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ごみステーションに対する補助が幾らかということでございます。

金額は1カ所につき15千円を上限に補助をいたしております。現在、市内に459基、平成18年度は10基の増設がっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

15千円の補助しているということでお聞きしました。市内に459基、平成18年度が10基で

すね、こういう答弁やったと思います。ここで、例えば今の条件で1基、どうしてもそこは高齢者ばかりで、今言ったごとく踏切を越えて持っていかにかいけないということでかなり苦労されています。僕も見てきました。そして、健常者でも、元気な若い人でも、それは車を運転したらよかですよ。でも、このあれで持っていったりなんかされたら、かなりの労力ですよ。そこに近くでもいいから1基でもあったら本当に助かるということをおっしゃっていますので、どうかですね、これがもし要請があったら、ここに対する補助はできるんですね。——はい、わかりました。そういうことで、よろしくをお願いします。

次に、公共下水道の件ですけれども、今さっきいろいろと言われました。僕もこの中身は多種、やっぱりいろいろあると思います、計算方法とかですね。これは最初から公共下水道でずっとつぎ込んで、今、使用料だけで幾らと取っているですよ。これには維持管理運営もあります。そしてまた片一方では、自主管理ですね、すべてが全部自分でしていかにかいけません。これは7人槽にして言われました。それで、確かに平均的には7人槽ということでどこでも計算をしています。

何で今回これを質問したかといいますと、例えば、鳥栖市がこれを補助しているわけですよ。というのは何でかというたら、この7人槽を基準として5人槽から10人槽まであるわけですね。確かに言われた、これも計算をされています。これは3.3から今さっき課長が言われた5人ですね。これを計算された上で、いろいろ諸条件を入れた上で、最終的にバランスをとったのが、鳥栖市の場合ですよ、年間に大体15千円ぐらい差が出てきたということで、それに対して鳥栖市が補助をされているわけです。

だから、もう一回、これは単純に計算するんじゃなく、もう少し検討してください。そして、どのようになるのかですね。例えば、浄化槽が壊れた場合に、絶対壊れんということはないですよ。じゃ、曝気槽のあれにかえるのに50千円かかったとか、そういうとも聞きます。例えば、いろいろな種々の——それはどこでもお互いに計算を、こっちも計算すればやっぱり浄化槽も計算するごと、お互いに計算をしていかにかいけません。そういう中で、もう少し計算をしてみてください。それで、どれくらい差があるのか。単純に今計算されてここに差が出てきているんですけども、こういうことをひとつお願いしておきます。そして、どれくらい差があるのか。やっぱり市民の皆さんも浄化槽をつけてもらっている皆さんは、環境の面でとにかく何とか貢献したいと浄化槽をつけて、そして、その中でお金は要るけれども、環境面で川を汚さない、とにかくきれいな水を流そうということで努力されています。それで、結局いろいろな、例えば、今の認可区域とそれ以外のところに幾らしても、やっぱり浄化槽が一番いいところは浄化槽をつけていかなければならないのは当然です。じゃ、この平等性を何とか保っていくために、何とかそこに考えがないかと思って、今回質問をさせていただきました。

だから、この件に関しては終わりますけど、何かとにかく検討、また、将来的にいろいろ

何か均衡性を保つような平等性、これをしてもらいたいと思いますので、そういうことでお願いいたします。

最後ですかね。有害鳥獣駆除対策についてですけれども、いろいろ取り組み等、いわゆる県の方が単独でやって、それから市が単独でやっているのをずっとる説明がありました。最近、捕獲数もふえているが、また、生まれる子供の数もふえているということでちょっと聞きますけれども、要するに大体この調査なんかされたことはあるんですかね、生息数なんかをですね。というのは、これはやっぱり生息数を知るということは動物愛護の面からもう大事なことで、自然形態を損なわない程度に駆除数を決めていく手法は必要なことじゃないかと思います。積極的に調査をしていくことを考えて、それで、調査を鹿島市独自じゃなくしてもそういう調査があると思います。そういう中で、調査で大体生息数はこれくらいだろうというものがもしわかっていたらお知らせください。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

生息数の調査をしたというデータはないと思います。ただ、先ほど議員申されましたように、捕獲はしておるんですけれども、繁殖の方が数が上回っているということで、それが実態じゃなかろうかと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

繁殖数が上回っているということで、確かにそのとおりでないかと思います。

次に、例えば猟友会の方が捕獲されて、その死体の処理ですね、この件についてちょっとお尋ねしますが、狩猟期間中と今度は駆除期間中にですね、狩猟期間中はそのまま持ち帰りもできるけど、やっぱり駆除期間中はそこで埋めたりなんかしなければいけないんですかね、どのようになっていますかね、ちょっとそのあたりを。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

駆除期間中のイノシシの処理ということですが、期間は大体4月1日から10月いっぱいということになります。それで、この時期のイノシシにつきましては、大体6割を埋めるということですね。それから、猟犬のえさにするということがあります。この期間では、自分たちで食べるというのも約3割ぐらいはあるということが状況のようでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。駆除期間中に銃器やわなで捕獲されたのを原則としては埋設するというの中では、これはさっき話された捕獲奨励金の中に入っていると思います。そこまでいろいろその処分代かなんかも入っているんじゃないかと思いますがけれども、それは結局は山の中に埋めると、ただ単に山の中で掘ってすぐ埋められたらいいんですけれども、やっぱりかなり現況が厳しくて埋められないような状態の中で相当苦労されているんじゃないかと思います。だから、そういうことで確かに焼却の処分も何とかはまたされているんじゃないかと思いますがけれども、この件を何とかですね、今現在、言われた鹿島市が5千円、太良町が10千円やっただけけれども、若干下がっているように聞きます。それで、これをどうこうじゃないんですけれども、これが減っていくようなですね。ますますふえていく状態では、要するにもう民家の軒先まで出てきているわけですよ。相当荒らしています。

これを何で今回取り上げたかといいますと、浄土山の中の持ち主の方が、山が相当傾斜がひどくて、そこの中をチェーンソーで木を倒されているわけですよ。何でかといったら、イノシシが来て、そこにカズラが多分あったろうと。そこを掘り返していく中で、その木が自分の家の方に倒れるように恐ろしゅうなったもんでチェーンソーで切りましたという話をされたのがきっかけで、この有害鳥獣駆除対策を質問させていただきました。かなりそこは81歳か82歳かなられます。その方がチェーンソーを持って、山をきれいにされている。イノシシが来ても大丈夫のように——大丈夫というか、それでも自分の家に被害がないようにされているのを見て、見るに見かねて今回、何回でも、前回もこのイノシシ駆除対策に対しては質問いたしましたけれども、あえてここで質問させていただきました。

最後になりますけれども、今言われた電気牧さく、箱わな、そういういろいろなものがあります。ただ、それは十分にはまだ行き渡っていないのが現状じゃないかと思います。山の方を登ってみますと、何か光るようなテープを対策としてずっと四方に張られているわけですよ。僕はびっくりしました。これは何ですかといったら、イノシシ対策ですと。電気牧さくも有効的ばってん、これもちかとは効き目のあるですよと言われたわけですよ。それをしてからイノシシが近寄ってくるとが少のうなってきたと。中に入ってきて野菜とかなんかを食い荒らすものが見かけなくなったというものを聞きますので、それは100%そうかなんか知りません。ただ、その人が言われるのがですね。

だから、そういうふうにして苦労されて駆除対策には物すごく頑張られています。そういう中で、一つでもこういう今さっきの答弁の中にふえているという現状もあった中で何とかこの対策を、今、市、県もなかなかこれに対する費用はないと、少のうなっているのが現状じゃないかと思います。そういう中で、さっき課長が答弁された中で中山間地の特別支払い

の中で何とかやっていくところもあると言われたけれども、それはやっぱりその中の人の意識がこういう中に出てくるんじゃないかと思います。何に使ってもいいということと言われても、その中で本当に駆除対策のために使われていくのか、それともそうでないのかというのは、住民の皆さんのいろいろな意見もあり、また要望もあるんじゃないかと思います。

そういう中で、最後にお尋ねしますが、今後この対策に対してどのようにやっていかれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

イノシシの駆除につきましては、現在のところ完全に駆除できるという方法がないようでございます。電気さく、それからトタンとか金網、いろいろありますけれども、それぞれ一長一短がありまして完全に抑えることができないと、そういう状況でございます。

それで、現在のところ主流は、各個人の農家、自分の農地を防ぐということで駆除の設置等をやっているわけですが、今後は集団的に、部落とか集落でやはり団地でまとまった形で農地を囲んでしまって山と里を切り離すとか、分断するというふうなことが必要じゃなかろうかというふうに考えております。そうなっていきますと、やはり経費がかかるわけでございますので、現在も取り組みをいただいております中山間の直接支払制度の活用、それから、19年度からの新たな制度ということで農地・水・環境保全向上対策が導入を予定しておりますけれども、これによって要件となっております環境保全向上、この対策の中で生態系保全ということに該当いたしまして、このイノシシ対策に取り組むことができないだろうかということで検討をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で4番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は明7日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さんでした。

午後1時43分 散会